

令和三年六月二十五日受領
答弁第二〇五号

内閣衆質二〇四第二〇五号

令和三年六月二十五日

内閣総理大臣 菅 義 偉

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員松原仁君提出戦没者の慰霊に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員松原仁君提出戦没者の慰霊に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの「保守管理」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、離島にあるか否かに関わらず、国内及び国外の戦没者の慰霊碑については、政府が建立したものにあっては、管理状況等を把握しており、厚生労働省が現地の事業者又は現地政府等に委託して定期的な清掃等の維持管理を行っている。また、民間団体等が建立した戦没者の慰霊碑（以下「民間慰霊碑」という。）にあっては、網羅的には把握していないが、建立者等が維持管理を行ってきたものと承知している。ただし、民間慰霊碑のうち、建立者等が不在となること等により維持管理が困難となっているものについては、同省において、移設、埋設等に対して補助等を行う事業を実施しており、当該事業の実施に当たり民間慰霊碑の管理者及び管理状況等に関する調査を行っているところである。

また、お尋ねの「日本人戦没者慰霊碑が建立されている離島につき、戦没者を追悼する慰霊祭等が実施されているか」については、調査していないため、網羅的には把握していない。なお、御指摘のとおり、政府においては、今次の大戦における全戦没者に対し国を挙げて追悼の誠をささげるため、毎年八月十五

日に政府主催により全国戦没者追悼式を実施している。